

入院中のお食事に関するご案内

入院時食事療養の届出基準

入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）

- 入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後 6 時 30 分以降）、適温で提供しています。
- 医師の発行する食事せんに基づき、特別食を提供しております。
- 病棟内に食事ができる食堂スペースを設置しております。

栄養部のご紹介

入院中は担当の管理栄養士が患者さんの栄養状態を把握させていただき、お口から召し上がる食事の他に経腸栄養や静脈栄養までを含めた栄養補給について、管理栄養士を中心とした他職種協働のチームで「疾病治癒」に向けてサポートいたします。昼食・夕食には普段のお食事の他に、ご出産後のお祝い膳を用意しております。病院食以外をお召し上がりになる際は、主治医又は病棟看護師にご相談ください。

料金表

区分			食事代(1食)	
70歳未満	70歳以上			
83万円以上	現役並み所得者		(一般 510円) (※一部 300円)	
53万～79万円				
28万～50万円				
26万円以下	一般			
低所得者 (住民税非課税世帯)	低所得者 (住民税非課税世帯)	Ⅱ		
			90日超	190円
		Ⅰ	110円	

※ 指定難病又は小児慢性特定疾患の患者さん等